

太陽光発電システムを設置する方に 補助金を交付します

目的

市では、太陽光発電システム（以下「太陽光システム」という。）の導入を支援することにより地球温暖化の防止に寄与するため、太陽光システムを設置する方に補助金を交付します。

補助金の交付対象となる方

- 1 天童市に住所を有し、又は有することになる方（個人事業主を含む）
- 2 自身が使用する天童市内の事業所に太陽光システムを設置する法人（国、地方公共団体を除く）

※次の要件に該当する方は交付対象外となります。

- 1 市税を滞納している方
- 2 補助事業に対し、この補助金又は天童市の他の補助金の交付を受けている方

補助対象となる設備

◎太陽光発電設備

- 1 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満であること。
- 2 設置する太陽光システムで発電した電力について、電力会社と太陽光発電余剰電力受給契約を締結していること。
- 3 太陽光システム設置工事を令和5年4月1日以後に着工し、令和6年3月31日までに完了するものであること。なお、工事の完了とは、電力受給契約確認書の受給開始日とする。
- 4 天童市内にある申請者が居住する住宅又は使用する事業所（店舗、事務所、営業所、倉庫等）に設置するもの（当該住宅又は事業所の所有者が申請者でない場合は、太陽光システムの設置について書面により所有者の承諾を受けているもの）であること。
- 5 設置する太陽光システムが未使用品であること。

◎蓄電池設備

- 1 国のネット・ゼロエネルギー・ハウス（ZEH）に関する助成制度の対象製品として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。
- 2 太陽光発電設備の設置と併せて設置するものであること。
- 3 設置する蓄電池設備が未使用品であること。

◎V2H設備

- 1 国のクリーンエネルギー自動車（CEV）に関する助成制度の対象製品として一般社団法人次世代自動車振興センターの登録を受けた製品であること。
- 2 太陽光発電設備の設置と併せて設置するものであること。
- 3 設置するV2H設備が未使用品であること。

補助金の額

補助対象設備	補助金の額	上限
太陽光発電設備	太陽電池の公称最大出力の合計に 30,000 円を乗じた額 ※最大出力の数値は小数点第 2 位を四捨五入したもの	120,000 円
	(例) 最大出力 4.67kw 4.7kw × 30,000 円 = 141,000 円 ⇒補助金額：120,000 円	
蓄電池設備 ※太陽光発電設備 と併せて設置	補助対象経費（消費税含）に 10 分の 1 を乗じた額 ※千円未満の端数は切り捨て	100,000 円
	(例) 補助対象経費：945,980 円 945,980 円 × 1/10 = 94,598 円 ⇒補助金額：94,000 円	
V2H設備 ※太陽光発電設備 と併せて設置	補助対象経費（消費税含）に 6 分の 1 を乗じた額 ※千円未満の端数は切り捨て	100,000 円
	(例) 補助対象経費：690,000 円 690,000 円 × 1/6 = 115,000 円 ⇒補助金額：100,000 円	

補助金の申請受付

提出先	生活環境課（市役所 2 階）
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類（様式）は市のホームページからダウンロードできます。 (天童市トップページ → くらし(ごみ・環境) → 補助金) 補助金交付決定前の着工は認められません。 太陽光システム設置後に実績報告書の提出が必要です。 生活環境課職員が設置の確認を行い、その後補助金を交付します。 補助金は、予算の範囲内において交付します。 不明な点があれば、事前に問い合わせるなど、独自に判断することが無いようお願いいたします。

補助金の交付申請書の提出について

◎提出：設置工事開始前

◎必要部数：合計 2 部

提出書類	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 <ul style="list-style-type: none"> 必要事項を記入し、以下の書類を添付してください。 太陽光発電設置工事に係る事業費（住宅等の工事費ではありません）及び市補助金の予定額を記入してください。
------	---

提出書類	□添付書類
	□事業計画書（様式第1号）
	□収支予算書（様式第2号）
	□住民票抄本（申請者本人のもの）※法人の場合は登記事項証明書 ・市役所1階の市民課で発行します。 ・申請時に <u>市外に住所がある方は</u> 、現在お住まいの市区町村の住民票を提出してください。
	□納税証明書（申請者本人のもの） ・令和4年度の納税証明書（申請者が個人で、申請日が令和5年4月1日から同年6月30日までの場合は、令和3年度の納税証明書） ・市役所1階の市民課で発行します。 ・申請時に <u>市外に住所がある方は</u> 、当該年度の1月1日現在にお住まいの市区町村にお問い合わせの上、納税証明書を請求してください。 <u>（※事前に御相談ください）</u> ・非課税の場合は、市県民税非課税証明書を提出してください。
	□太陽電池モジュールの仕様（公称最大出力数(kw)含む）及び補助対象経費の内訳が分かるもの ・見積書、仕様書の写しなどを提出してください。
	□蓄電池設備の仕様及び補助対象経費の内訳が分かるもの ・見積書、仕様書の写しなどを提出してください。
	□V2H設備の仕様及び補助対象経費の内訳が分かるもの ・見積書、仕様書の写しなどを提出してください。
	□一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた蓄電池設備であることが分かるもの
	□一般社団法人次世代自動車振興センターの登録を受けたV2H設備であることが分かるもの
□設置を予定している場所及びその付近の見取り図 ・パネルや蓄電池のレイアウト図及び住宅地図などを提出してください。	
□補助対象設備設置に係る承諾書（様式第3号） ・設置する建築物の所有者が申請者と異なる場合のみ提出してください。	

★交付申請後、太陽光パネルの枚数等の変更があった際は生活環境課まで御連絡ください。事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）や、事業承継承認申請書（様式第6号）の提出が必要になる場合があります。

補助金の実績報告書の提出について

◎提出期限：設置工事完了後30日以内

※工事の完了日は、電力会社との系統連系日になります。パネル等の設置工事完了日ではありません。なお、工事の完成が年度末になる場合は、遅くとも令和6年4月10日までに提出してください。

◎必要部数：合計2部

提出書類	<input type="checkbox"/> 補助金実績報告書
	・必要事項を記入し、以下の書類を添付してください。
	<input type="checkbox"/> 添付書類
	<input type="checkbox"/> 事業成績書（様式第8号） ・別紙(1)、別紙(2)があります。ご注意ください。 ・別紙(1)については、出力対比表の写しを添付いただいても構いません。
	<input type="checkbox"/> 収支精算書（様式第9号）
	<input type="checkbox"/> 太陽光システム設置前及び設置後の現場写真
	<input type="checkbox"/> 電力会社との余剰電力受給契約確認書の写し ・電力会社から発行されるもの。 ・受給開始日が令和6年3月31日までであることを確認してください。
	<input type="checkbox"/> 契約書の写し ・太陽光システム設置費が確認できるもの。
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し ・太陽光システム設置費が確認できるもの。
	<input type="checkbox"/> 設置した場所及びその付近の見取図 ・設置した住宅の場所等が確認できるもの。
<input type="checkbox"/> 住民票抄本（申請者本人のもの） ・交付申請時に他市に住所があり、完成後本市に転入する方。 <u>本市に住所変更したもの。</u>	
<input type="checkbox"/> 補助金請求書 ・交付決定通知書と一緒に郵送します。	

お問い合わせ：天童市市民部生活環境課環境保全エネルギー係
023-654-1111 内線 274・279